

えひめ

商 工 会

だまひ

NO.279
2014.9

■編集・発行/愛媛県商工会連合会 〒790-0065 松山市宮西1-5-19 TEL 089-924-1103
■発行者E-mailアドレス: shidou@esci.or.jp ■印刷/セキ株式会社
<URL> <http://www.ehime-sci.jp/>
■写真/塩屋海岸のだるま夕日

MAIN TOPICS

- 小規模企業基本法・支援法概要
- 平成26年中小企業白書概要
- 経営支援事例発表
- よろず拠点事業
- 休業補償制度他
- 海外展開事業及び国内販売会
- がんばる企業〔味人(あじと)〕
- 小さな瞳・かわら版

表紙写真提供: 松前町商工会

茜色に染まる、

塩屋海岸

伊予灘に沈むきれいな夕日
が見える場所です。

茜色に染まる夕日を眺めて
一日の終わりを、優しく包み
込んでくれます。

夕日を眺めに一度、足を運
んでみては如何ですか。

「持続的発展を目指す小規模事業者」に焦点を
「小規模企業振興基本法」が
 施行されました。

「持続的発展を目指す小規模事業者」に焦点を

去る六月二十日第百八十六回通常国会において「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法（改正小規模支援法）」が成立し、六月二十七日に公布されました。

現行の中小企業政策は、中堅企業を中心とした政策であるため、小規模企業に特化した支援が実行されるよう商工会が要望活動を行ってきました。

今回制定された小規模基本法は、三つのポイントがあります。

一つ目は、小規模企業振興の基本原則として、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、「事業の持続的に発展」を位置づけた。

二つ目は、政府が、小規模企業施策を総合的・計画的に

推進するための基本計画（五年）を制定して、毎年小規模企業の動向や振興策を国会に報告する義務を負う。

三つ目は、地方公共団体が、小規模企業の振興の施策を策定し、実行していく責務を負う。これにより、地方公共団体で実行性のある小規模企業対策が図られるようになります。

【小規模基本法の概要】
 ・小規模企業の振興を基本原則として、小企業者（概ね従業員五人以下）を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を位置づける。

・小規模企業施策について五年間の基本計画を定め、政策の持続性・一貫性を担保する仕組みを作る。

【小規模支援法の概要】
 これまで小規模事業者の記帳や税務の指導を行ってきた商工会・商工会議所が、地域の小規模事業者の課題を自らの課題として捉え、小規模事業者による事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う「伴走型」の支援を行う体制を整備する。

- ① 需要に応じたビジネスモデルの再構築
- ② 多様で新たな人材の活用による事業の展開・創出
- ③ 地域のブランド化・にぎわいの創出

これらを推進するために基本的施策を講じる。

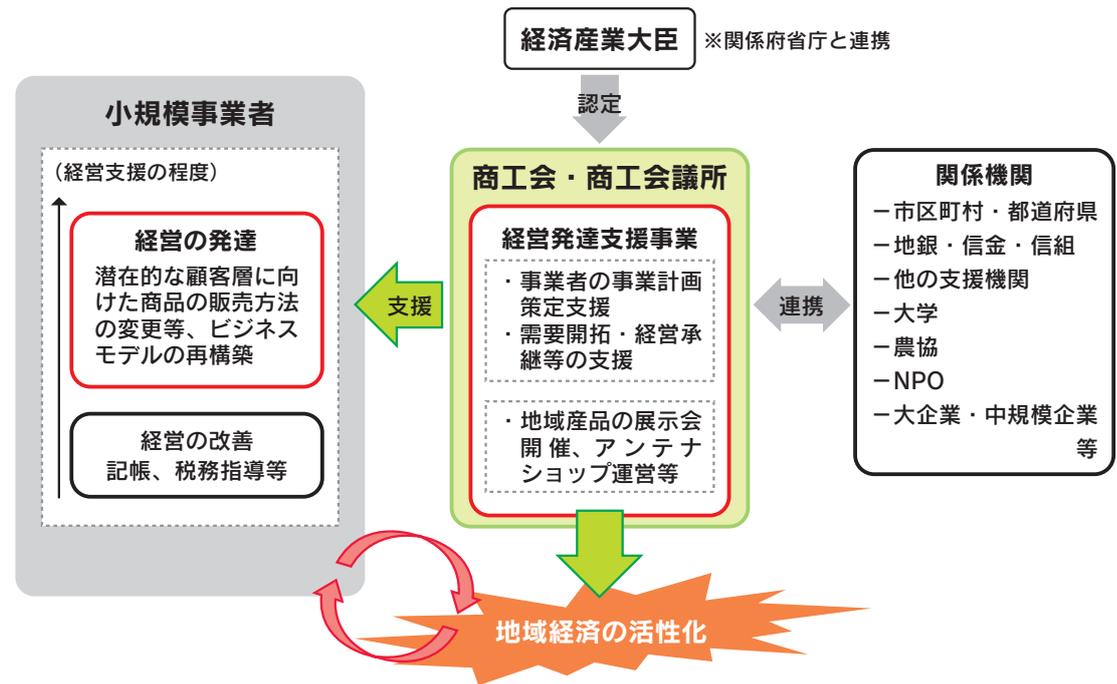
【小規模支援法の概要】
 これまで小規模事業者の記帳や税務の指導を行ってきた商工会・商工会議所が、地域の小規模事業者の課題を自らの課題として捉え、小規模事業者による事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う「伴走型」の支援を行う体制を整備する。

小規模事業者の活性化と地域の活力向上は表裏一体であり、市区町村や地域の金融機関、他の公的機関、大企業・中規模企業等との連携の強化、地域産品の展示会の開催等、地域活性化にもつながる面的な支援を通して、小規模事業者の活動を支援する。

これらの取組みを通じ、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制を構築する。

この小規模支援法は、公布の日から三ヶ月以内の政令で定められます。

【地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制の構築】



平成二十六年版中小企業白書の概要

今年の白書は、小規模事業者に特に焦点を当て、データや分析などで実証的に小規模事業者の実態や課題を明らかにする内容となっている。

【第一部】

中小企業・小規模事業者の動向

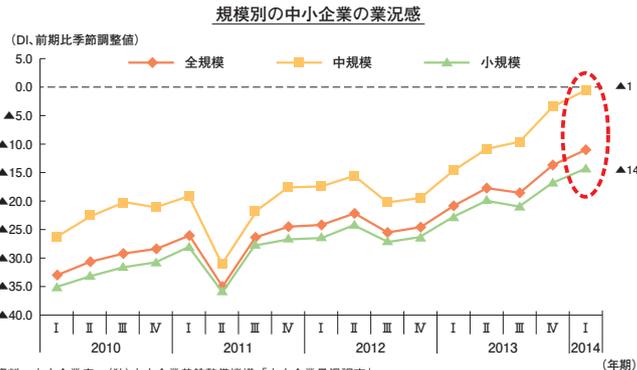
我が国経済は、平成二十五年に入ってから、底堅い個人消費や企業マインドの改善等を背景に、一部に弱さが残るものの持ち直しの動きを見せ、足下では緩やかに回復している。

中小企業の景況判断は、着実に改善しているものの、小規模事業者の景況判断は、中小企業・小規模事業者全体に比べると低い水準にある。

【第二部】

中小企業・小規模事業者が直面する経済・社会構造の変化

・我が国の中長期的な構造変化
人口減少・少子高齢化等による需要の縮小という厳しい事業環境が予想される一方



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
(注) 1. 全国の商工会、商工会議所の経営指導員及び中小企業団体中央会の調査員による聞き取り調査。
2. 業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

り得る「地域資源」について概観し、「農水産品」や「観光資源」の活用必要性を説いている。

【第三部】

中小企業・小規模事業者が担う我が国の未来

・小規模事業者

小規模事業者の最大の課題は「需要・販路開拓」。地域需要志向型の小規模事業者は、住民との信頼関係を活かしたニッチな需要の掘り起こしを目指す。広域需要志向型の小規模事業者は、インターネット販売の活用や大企業とのマッチングを通じて需要開拓を目指すべきと提言する。

・起業・創業

我が国の起業・創業を活性化させるためには、「起業意識」、「起業後の生活・収入の安定化」、「起業に伴うコストや手続きの低減」という三つの課題への対応が必要であることを明言し、それぞれに具体的な対応策を提示する。

・事業承継・廃業

近年、「親族内承継」の割合が低下し、「第三者承継」の割合が増加している一方、経営者の意識や準備状況は十分とは言えないため、早期の意識付けの必要性と具体的な支援体制の在り方について提言。また、廃業に関する最大の課題は、家族や親族以外、誰にも相談できる相手がいないという点にあるため、廃業に関する基本的な情報提供、匿名性に配慮した専門家支援等、具体的な対応策を提示する。

・海外展開

輸出と直接投資のそれぞれについて現状分析し、成功と失敗の要因を探ると共に、海外への一歩を踏み出すために必要なこと、直接投資先からの撤退について分析する。

・新しい潮流

経営資源に乏しい中小企業・小規模事業者にとって、ITを活用して、外部から必要な人的資源を調達する「クラウドソーシング」や、資金を調達する「クラウドファンディング」は、長年の経営課

題を克服する可能性がある。

【第四部】

中小企業・小規模事業者の支援の在り方

・中小企業・小規模事業者支援の現状と今後の在り方
国・都道府県・市区町村の連携を促進する一つの手法として、すべての施策を検索し、比較・一覧できる「施策マップ」を構築予定。「よろず支援拠点」を含めた今後の中小企業・小規模事業者支援体制の在り方についても提言する。

・中小企業・小規模事業者施策の認知度、活用状況、評価
国は今後、都道府県のみならず、市区町村や中小企業支援機関向けの施策説明会を、早期かつ積極的に実施予定。また、「施策マップ」やメルマガの充実に加え、施策担当者や動画でわかりやすく施策を説明する。

・コネクターループ企業と地域産業構造分析システム
国や都道府県・市区町村による地域産業政策や地域活性化政策の立案支援システムを構築する。

商工会の会計システム「Nettode記帳」で経営の合理化を

平成二十六年年度

経営支援事例発表大会

去る七月十六日、東京第一ホテル松山において経営支援事例発表大会を開催しました。

【最優秀賞】

長浜町商工会

上満 耕士 経営指導員

【優秀賞】

松野町商工会

岡本 鉄也 経営指導員

【敢闘賞】

しまなみ商工会

池田 潔 経営指導員

久万高原町商工会

渡辺 浩二 経営指導員

当大会は、県内四ブロックから選出された経営指導員が日頃の支援内容を発表し、優れた支援内容を共有することで、組織全体の支援機能の強化を図ることを目的に開催しております。

発表内容は、長浜内港再開発構想を活かしたまちづくりの取組み、着地型観光を切り口にした新たなビジネス展開への挑戦、補助金・助成金を活用した支援事例、コンサートを活用した販路開拓支援と様々でした。

審査の結果、「長浜に水族館を！」と題して発表した長浜町商工会の上満耕士経営指導員が最優秀賞に選ばれました。今回の最優秀賞受賞者は、十月に本県で開催する四国ブロック大会に出場します。



上満経営指導員（長浜町）

経営者保証に関するガイドライン

経営者の個人保証について、

- (1) 法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
- (2) 多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等（従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円）を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
- (3) 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除することなどを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等を応援します。

第三者保証人についても、上記（2）、（3）については経営者本人と同様の取扱いとなります。

詳細は下記のホームページをご覧ください。

概要 <http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140604-2/01.pdf>

事例集 <http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140604-2/02.pdf>

あんしんを、
ひとつに。



平成26年10月1日、愛媛県火災共済協同組合と愛媛県中小企業共済協同組合は合併してひとつの組合（愛媛県火災共済協同組合）になります。皆さまにとってより身近で、よりよい共済を提供できるよう努力してまいりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

— 県共済 —

愛媛県火災共済協同組合
愛媛県中小企業共済協同組合

TEL(089)945-1313 FAX(089)932-7602

経営改善とまちづくりのパートナー 商工会を活用しましょう



働くみんなに 退職金効果!

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

- 安全** 国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。
- 有利** 掛金は全額非課税
手数料もかかりません。
- 簡単** 社外積立だから管理もラクラク
転職先でも引き継げる「通算制度」があります。

- パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。
- 解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。

詳しくはホームページをご覧ください

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

中退共 独立行政法人勤労者退職金共済機構 東京豊島区東池袋 1-24-1
CHU-TAI-KYO 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211



経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！
お気軽にご連絡ください。

まずはお電話 **089-960-1131** まで

愛媛県よろず支援拠点 〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町337-1
 テクノプラザ愛媛 (公益財団法人 えひめ産業振興財団内)
 メール: yorozu@ehime-iinet.or.jp

相談内容が固まっていなくてもかまいません。お気軽にご連絡ください。
 予約受付：月～金曜日 / 9:00～17:00 (12:00～13:00 除く、来所も可能です。)

全国商工会の会員および従業員のための
全国商工会経営者休業補償制度
 (団体所得補償保険)

保険料割引
 約 **37~44%**

病気の時も、ケガの時も、就業不能による月々の所得を補償する制度です。

- **病気やケガで働けない間、月々の所得を補償します。**
 最長1年間補償(免責期間(保険金をお支払いしない期間)7日間)
 就業中、業務中、国内外での病気・ケガを問いません。
 保障月額1口1万円(家事従事者は15口限度)
- **ご加入の際、医師の診査は不要です。**
 加入依頼書に健康状態を正しくご記入いただきます。
- **家事従事者の方もご加入いただけます。**
 入院期間を就業不能期間とみなし、保険金をお支払いします。
- **天災もサポート!**
 天災が原因のケガによる就業不能も補償。
- **入院はもちろん自宅療養もカバー**
 ※家事従事者の場合は、入院時のみの補償となります。



備えて安心、全国商工会会員福祉共済に加入しましょう

取扱保険会社【東京海上日動火災保険株式会社・株式会社損害保険ジャパン】
 お問い合わせ・お申し込みは、お近くの商工会へ

小規模企業の経営者の皆さまへ

退職後のゆとりある生活のために **小規模企業共済制度**

先行き不透明なこの時代。
 退職後の生活資金は万全ですか？

経営者の皆さま。退職金の準備を中小機構がお手伝いします。
 小規模企業共済制度に加入し、毎月掛金を納付すれば、退職時に共済金が支払われ、
 現役引退後も安心した生活設計が立てられます。

- ① 常時使用する従業員の数が、20名以下(商業、サービス業は5名以下)の個人事業主、共同経営者、及び会社等役員の方が対象です。
- ② 掛金月額は、1,000円~70,000円の範囲内(500円単位)で自由に選べます。
- ③ 毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば課税対象所得400万円の方なら約11万円の節税になります。
- ④ いざという時に掛金合計額の一定の範囲内で事業資金等の貸付けが受けられます。

● 本制度の詳細内容は、ホームページまたはパンフレットをご覧ください。

未来のために
 小さな一歩

制度の運営機関：独立行政法人中小企業基盤整備機構 TEL：050-5541-7171(共済相談室) **小規模企業共済** 検索



Challenge & Smile

新しい力が、明日をつくる。
 クルム伊達公子

伊予銀行

小さな企業が世界に誇る「愛媛の食の感動」海外展開プロジェクト
～海外に打って出る 小規模事業者への支援～

県連合会では、経済成長が著しい東南アジア、とりわけシンガポールを戦略拠点として位置づけ、食品加工及び食に関する事業を営む中小企業を対象とし、海外需要の獲得に向けた支援を行います。

人口減少や高齢化による国内需要の落ち込みに伴い、食品関連の消費量も減少を余儀なくされ、県内中小企業者においても、海外需要の取り込みが中長期的な課題となっています。

東南アジア諸国では、生活水準の向上とともに、日本産食品に対する関心が高まっており、新たな活路を見出す絶好の機会です。ぜひ、お近くの商工会へご相談ください。

●シンガポール経済ミッションの派遣

流通業者等へ商品を紹介するとともに、小売店舗や和食レストランの視察、現地支援機関との情報交換を行います。

●海外販路構築への個別相談

公的支援施策等を活用し、現地のマーケット情報や商品企画をアドバイスします。

●外国語版商品ガイドブックの作成

「愛媛の食の感動」をコンセプトに商品情報を整理し、海外のバイヤーや流通関係者を対象としたカタログを作成します。

●実需創造へのフォローアップ

商談成約に向け、継続的に支援を行います。



地域力活用市場獲得等支援事業

平成26年度展示販売会開催スケジュール（※日程は、都合により変更となる場合もあります）

イベント タイトル	期 間	日 数	募 集 期 間	場 所		内 容
ニッポン 宝マルシェ	10月10日(金)～10月13日(祝月)	4日間	8/18～9/19(予定)	埼玉県	ララガーデン川口	食品(洋菓子・和菓子) 約30社
	10月25日(土)～10月31日(金)	7日間	9/1～10/3(予定)	静岡県	ららぽーと磐田	同上
	2015年1月16日(金)～1月23日(金)	8日間	11/17～12/15(予定)	神奈川県	ららぽーと横浜	同上
全国物産展 キャラバン	11月20日(木)～11月25日(火)	6日間	未定	東京都	東武百貨店池袋本店	食品 約40社
	12月26日(金)～12月31日(水)	6日間	未定	大阪府	阪急百貨店梅田本店	食品 約40社
	2015年1月21日(水)～1月27日(火)	7日間	未定	兵庫県	そごう神戸店	食品 約50社
	2015年1月29日(木)～2月8日(日)	11日間	未定	宮城県	藤崎	食品(洋菓子・和菓子) のみ 約30社
	2015年2月3日(火)～2月8日(日)	6日間	未定	愛媛県	松山三越	食品 約35社

- ・ニッポン宝マルシェ（委託先：トータルコンサル株式会社） <http://takara-marche.jp/info/20140710.html>
- ・全国物産展キャラバン（委託先：株式会社47CLUB） <https://krs.bz/47club/m?f=77>

商工会が行う販路開拓支援事業を活用しましょう



EHIME
GUARANTEE

未来を拓く保証 ～中小企業に活力を～

愛媛県信用保証協会

松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館
TEL 089-931-2111(代表)
<http://www.ehime-cgc.or.jp/>

我社の逸品



宇和海 海賊飯

宇和海で獲れた新鮮な魚を
ゴマだれに漬け込んだ逸品

株式会社マルウ水産

西予市三瓶町朝立2-125-1
TEL 0894-33-0391 FAX 0894-33-3632
ホームページ <http://www.maru-u.jp/>

地域団体商標制度をご存じですか

地域の名称を含んだ商標は、一定程度の周知を前提とし、登録が認められています。
(例：大島石、菊間瓦、中山栗等)

地域ブランドの促進を図るため、8月1日から、登録主体が拡充され、商工会等も出願することができます。

この制度を利用して、地域産業の活性化や地域おこし等にご活用下さい。

詳細は、お近くの商工会にご相談ください。

第173回珠算検定結果

6月15日(日)県下3商工会において実施し、24名が合格(受験者数50名)しました。

- 1級合格 水田 真周 (西予市)
- 満点合格
- 7級 井上 陽花 (西予市)

小規模事業者の皆様へ

専門家派遣を活用してみませんか？

例えば、こんなご活用方法がございます

- ・持続化補助金の採択を受けた後、販路拡大に向けた取り組みに関して
- ・経営計画作成セミナー後、計画書のブラッシュアップとして
- ・自社商品のデザイン一新
- ・海外展開を見据えた経営改善

専門家派遣では、小規模事業の経営に関わる各分野の専門家が課題解決の第一歩に向けたお手伝いをします。



地域力活用市場獲得等支援事業 (「経営計画支援」専門家派遣)

経験豊富な専門家が無料でサポート

小規模事業者の皆様のもとへ、経験豊富な専門家がお伺いし、持続的な経営、販路拡大のためのアドバイスを実施します。専門家派遣は、年間3回まで無料でご利用いただけます。まずは、お近くの商工会・商工会議所までお問い合わせください。

◎専門家派遣ご利用の流れ

STEP1
経営計画書を作成する

STEP2
商工会・商工会議所に相談する

STEP3
専門家派遣を申し込む

がんばる企業紹介

当店は、平成十三年十二月一日に道の駅「清流の里・ひじかわ」隣接の、商業集積施設内の一店舗として、食事・軽食・居酒屋・カラオケなど多様なニーズに応えられる店を目指して開店しました。

飾りすぎず、誰もがおいしくと思える料理を提供すること。特別な日ではなく、気軽にに行ける店づくりを基本理念としています。

メニューは、単品まで含めると百種を超え、お子様からご年配の方まで喜ばれる幅広いメニュー構成になっております。

また、地産の塩焼き、大判焼き等の季節限定メニューも人気です。

特にお薦めは、伝統の味を引き継ぐ「鹿野川ちゃんぽん」、なかなか冷めないスープだから気を付けて！

営業時間は午後十時



味人
あじと
代表者 岩田 良一
大洲市肱川町
宇和川三〇三〇

までと遅い夕食にも対応できません。
これから更なるレベルアップを心がけ、味人でしか食べられない料理を提供し、お客様に「やっぱり、味人」と言っていただけのように、頑張っていきたいと思えます。

商工会の提供する事業を活用して、地域振興に取り組みましょう

平成26年度税制改正（消費税）

簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

見直し

- ◆ 簡易課税制度のみなし仕入率について、金融業及び保険業を第4種事業（60%）から第5種事業（50%）、不動産業を第5種事業（50%）から第6種事業（40%）とします。

[原則として、平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用します。]

明日のカタチを創る力

東芝ソリューショングループが持つ高い信頼性を有する技術・サポート力を合わせ、より最適な業種・業務ソリューションを経験豊富な専門スタッフが導入前コンサルティングからシステム設計・開発、導入後運用迄をサポート



最善

お客様の課題を抽出し
解決策を考案



最速

お客様の様々な課題を
共有し迅速に解決



最高

知恵・経験・技術に裏付け
られたソリューションのご提供

お客様の成長と発展に貢献する Best Solution Partner

東芝ソリューション販売株式会社

四国支店: 〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル8F
TEL : 087-825-2473 / FAX:087-823-9500

www.toshiba-tsos.co.jp

青年部・女性部に加入して、資質向上と人脈形成、視野拡大と地域振興を



松山市北条辻
有限会社片山書店

片山 実里さん

(松山市立北条北中学校二年生)



「私の家族」

私の家族を紹介します。

父と母、姉二人そして私の

五人家族です。

父は、私たち家族の大黒柱として、いつも一生懸命働いています。

しかも仕事で忙しいにも関わらず、週二回閉店後、早めに帰ってきてくれて、勉強を教えてください。

母も仕事をしていますが、いつもおいしいご飯を作ってくれたり、相談にのってくれたりします。

くれたり、相談にのってくれたりします。

しんどい時も、あるだろうけれど、笑顔を絶やさない優しい母です。

姉の二人は、学校や勉強の事で悩んでいると、いつもアドバイスをくれたりします。

私の家族は、にぎやかで、笑顔の絶えない家族です。

私は、そんな家族が大好きです。

私は、この家族の中で、自分に出来ることは、どんなことなのか。

きっと私に出来ることは、限られているだろうけれど、私は、家族の一員として、役に立てるように頑張っていきたいです。



嘱託専門指導員

宮岡 稔

近年、ITを活用した新しい資金調達の仕組みが注目を集めています。

これは、インターネットを介して不特定多数の人々から資金調達することから、「クラウドファンディング」(クラウドは群衆、ファンディングは資金調達の意味)と呼ばれています。

この仕組みにおける資金の拠出者は、インターネットを利用する世界中の人々です。少額からの出資が可能であり、今まで投資の経験がない人であっても、比較的参加しやすい仕組みとなっています。

広く一般に資金の募集を可能にするという点で、これまでの企業の資金調達の常識を覆す仕組みといえます。また、これまで困難であった個人の

投資へのハードルを下げることに、これまで金融機関が融資に関して中小企業・小規模事業者や起業家に対して消極的になっていた部分を補完し得る可能性があると思われています。

さらに、これまでの資金調達とは違い、中小企業・小規模事業者の新品・新サービスに賭ける思いに、個人が共鳴して投資という形で支援することが可能になり、高い技術を持ちながらも、世に商品を出すことができなかった中小企業・小規模事業者にとって、新しい資金調達の可能性が開けたと言えます。

以上、中小企業白書(2014年版)第三部、第五章「新しい潮流」第二節「ITを活用した資金調達」からの抜粋をご紹介します。興味のある方はネット検索してご覧下さい。

なお、マイクロ投資プラットフォーム「セキュリティ」を運営するミュージックセキリティーズ(株)のウェブサイトに参考になると思います。

投資へのハードルを下げることに、これまで金融機関が融資に関して中小企業・小規模事業者や起業家に対して消極的になっていた部分を補完し得る可能性があると思われています。

高めの金利設定 ※当金庫内比較

固定金利の半年複利

選べる期間 1年・2年・3年

定期預金

個人のお客さま向けの **マイハーベスト**

人を思う。未来を思う。 松山支店

〒790-0001 松山市一番町2丁目6-4
TEL089-921-9151

※詳しくは、店頭チラシまたはホームページをご覧ください。

「愛」ある街のホームドクター

愛媛信用金庫

http://www.shinkin.co.jp/ehime/